

# 高橋孝司社会保険労務士事務所 労働者派遣事業許可申請

～労働者派遣事業には許可が必要です～

## 労働者派遣事業とは

労働者派遣事業とは、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させることを業として行うことをいいます。

労働者派遣事業を始めるには、国が定める許可を受ける必要があります。国の許可を受けるための手続は煩雑であることから、スムーズな事業の開始を妨げる要因となっています。

そこで、厚生労働省委託事業の派遣先責任者講習及び特定派遣元事業者支援セミナーで講師を務める労働者派遣事業に精通した社労士が、許可を受けるために必要な手続き、添付書類の準備をサポートします。また、許可を受けた後の人事労務管理についてもご提案させていただきます。

## 平成27年労働者派遣法改正

・会社側＝原則として、同一の事業所で派遣労働を受け入れる期間は最長3年となり、労働組合の意見を聞くことを条件に延長することができる。

→会社は、労働組合の意見を適切に聞くことを条件に、事実上、人を変えれば期間の制限無く同一の業務に派遣労働者を雇うことができるようになりました。

・労働者側＝1人の派遣労働者が同じ部署で働ける期間を3年に制限する。

→派遣労働者は、同じ「課」で3年しか働くことができなくなりました。

・すべての労働者派遣事業を許可制にする。

→悪質な特定労働者派遣事業者を排除するために、すべての労働者派遣事業を許可制にしました。

・雇用安定・キャリアアップ措置を派遣会社に義務付ける。

→派遣労働者の正規雇用転換の促進を図るものです。

・正社員との均衡待遇の推進

→派遣労働者の生活の安定を図るものです。

## 労働者派遣事業の許可手続

派遣元責任者講習の受講

許可申請書の作成・提出

各事業主管轄労働局、厚生労働省で審査等

労働者派遣事業許可証交付

・申請から許可証交付まで、約3か月かかりますので、事業開始予定時期の約3か月前までに許可申請を行う必要があります。

## 労働者派遣事業の許可要件

### ① 専ら特定の者（会社）に労働者派遣を目的として行われるものでないこと

（趣旨）特定の会社の正社員が派遣労働者に代替してしまうことを防止するものです。

### ② 派遣労働者の雇用管理を適正に行なうに足る能力を有するものであること

（趣旨）複雑な労使関係を有する派遣労働者の雇用の安定を図るものです。

- ・派遣元責任者の要件（派遣元責任者講習を受講したこと等）
- ・派遣元事業主の要件（生活根拠が安定していること等）

### ③ 個人情報の適正管理のために必要な措置が講じられていること

（趣旨）様々な派遣先で働く派遣労働者の労務管理のため、個人情報の適切な管理を求めるものです。

### ④ 労働者派遣事業を的確に遂行するに足る能力を有するものであること

（趣旨）派遣労働者の雇用が不安定になることを防止するものです。

#### <財産的基礎に関する要件>

基準資産＝資産の額－（営業権＋繰延資産）－負債の総額

基準資産 $\geq$ 2,000万円 $\times$ 許可事業所数

基準資産 $\geq$ 負債の総額 $\times$ 1/7

現金・預金の額 $\geq$ 1,500万円 $\times$ 許可事業所数

#### <組織的基礎に関する要件>

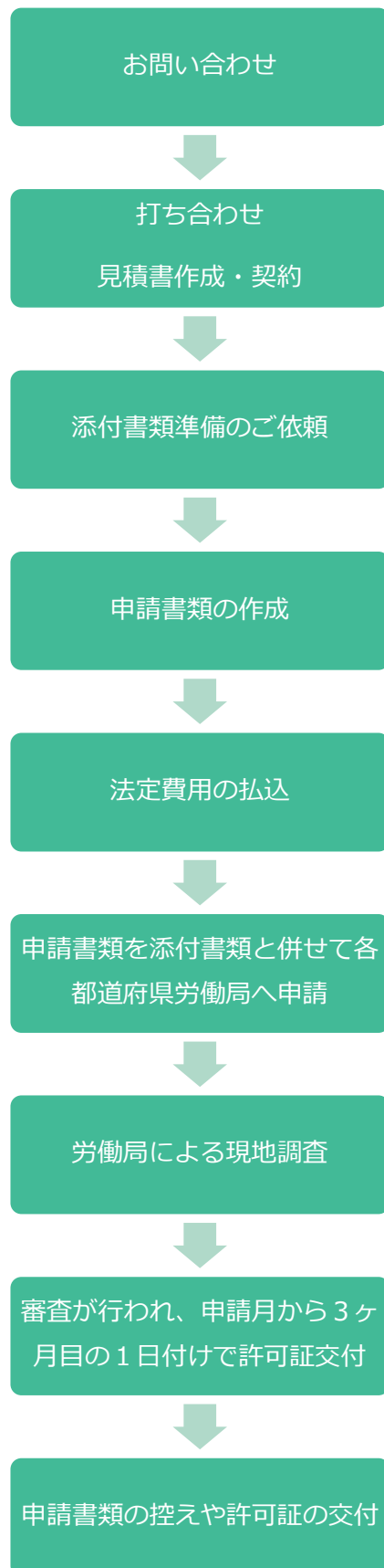
組織の指揮命令系統が明確であること

登録制を採用する場合、300人に1人以上の登録業務従事者が配置されていること

#### <事務所に関する要件>

事業に使用しうる面積が概ね20㎡以上あること

## 労働者派遣事業許可申請代行フロー



お気軽にご相談ください。許可要件を充たしているかどうか等、チェックシートにご記入のうえメール又はFAXで送付していただきます。要点や問題点などについてアドバイスを行います。

許可申請手続きをご依頼される場合、打ち合わせを行い、見積書を作成・交付し、契約を締結します。

添付書類チェックリストに従って、必要な添付書類のご準備をお願いします。

当事務所で必要書類を作成し、御社で会社代表員を押印していただきます（郵送での送付可能）

許可を受けるために必要な法定費用の払込を行っていただきます。

当事務所が、申請書類を添付書類と併せて、各都道府県労働局へ申請します。

労働局による現地調査は、事前に日時を指定されます。社労士が調査に立ち会いますので、ご安心ください。

審査で問題が何も無ければ、申請月から3ヶ月目の1日付けで許可がおります。

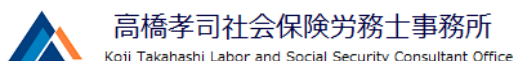
申請書類の控えや許可証をお渡しして、労働者派遣事業の手続きは完了となります。

## 労働者派遣事業許可申請代行料金（税別）

	顧問契約なし	顧問契約あり
フルサポート (申請書類作成+届出+立会)	150,000円	100,000円
申請書類作成代行 (全国対応いたします)	100,000円	70,000円
事業の更新	100,000円～	70,000円～
報告書作成 (毎年1回の実績報告)	30,000円	0円
事業内容の変更	30,000円	0円

※業種及び規模等により、内容が複雑多岐にわたる場合は別途相談となります。

## 事務所概要



高橋孝司社会保険労務士事務所

Koji Takahashi Labor and Social Security Consultant Office



代表 高橋 孝司

〒530-0047  
大阪府大阪市北区西天満1-7-20  
JIN・ORIXビル9階  
東浦光利法律事務所内  
TEL: 080-2676-7803  
FAX: 06-6361-1678  
URL: <http://www.a-sr.jp>  
Email: [takahashi@a-sr.jp](mailto:takahashi@a-sr.jp)

明るい会社作りをサポートします。ご相談は無料ですので、お気軽にご相談ください。

こんにちは。代表の高橋孝司です。私は、日本年金機構で勤務した後、労働と年金の専門家として企業のお役に立ちたいと考え、当事務所を開業しました。

最近、未払い残業代問題やメンタルヘルス不調の問題が増加し、労務トラブルに頭を悩ませることが多くなっていると思います。当事務所では、フットワークの軽い社労士が、御社のもとに駆けつけ、悩める労務トラブルを解決し、明るい会社作りをサポートします。

人事労務関係や年金について、何かお困りのことがございましたら、どうぞお気軽にご相談ください。